

[事案 24-172] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 4 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明により商品内容を誤解していたとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 4 月、米ドル建て終身保険 2 本に契約する際、募集人から、「利息部分のみ為替の影響を受ける。元本は為替の影響を受けないので元本保証がある」と説明されたが、実際には、元本を含めて為替の影響を受ける、元本保証がない商品であることが分かった。募集人も誤った説明をしたと認めており、「10 年後に解約返戻金が元本を割ったら自分が補填する」旨、申し出てきた。よって、契約を取消して払込んだ保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

早期紛争解決の観点から、払込んだ保険料全額を返還する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出に代えて和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。